

企業等立地促進制度(企業等の立地及び設備投資促進条例)

1. 新たな立地に対する支援

【支援内容】

- ・ 税制(税の免除)
固定資産税、都市計画税および事業所税を5年間、課税免除
- ・ 奨励金
投下資本額の10%以内(上限5億円)
成長分野(環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野)に対して交付

【適用要件】

- ・ 対象地域
(1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
(2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域)
- ・ 対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業
- ・ 投下資本額
大企業5億円以上(中小企業等は1億円以上)

2. 設備投資等に対する支援

【支援内容】

- ・ 税制(税の軽減)
固定資産税、都市計画税を3年間、3/4軽減
- ・ 奨励金
投下資本額の10%以内(上限3億円)
設備投資のうち成長分野(環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野)に対して交付

【適用要件】

- ・ 対象地域
(1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
(2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)
- ・ 対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業
- ・ 投下資本額
1年間の投資が大企業1億円以上(中小企業等は1,000万円以上)
- ・ 対象案件
(1) 設備投資
事業拡張・効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置とこれにともなう家屋の新増設
※大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定します
(2) 環境施設整備
工場立地法に規定する環境施設の新増設(一般利用に供するものに限る)

新規立地事業所等就業者転入支援制度

【支援内容】

横須賀市の制度を使い新設、もしくは集約・統合した企業を認定事業所とし、その認定事業所に勤務する就業者の方が本市に転入し、新たな住居を本市内に購入した場合、その就業者に50万円の補助を行います。

【対象となる事業所(認定事業所)の要件】

- 新規立地事業所
市内に新たに事業所を立地する場合で、下記のいずれかに該当するもの。
 - 企業等の立地及び設備投資促進条例の規定による事業計画書を提出し新たに立地する事業所
 - 上記条例の適用は受けませんが、下記の要件を満たして新たに立地する事業所のうち、本市産業の振興に寄与するもの
 - 対象要件
最低投資額：5億円以上(中小企業は1億円以上)
業種：日本標準産業分類に定める「製造業」、「電気業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関」に属するもの
- 集約・統合等事業所
市外の事業所から市内の事業所へ50人以上(中小企業等は20人以上)の就業者を異動した事業所(今後見込まれる事業所を含む)
 - 対象要件
業種：日本標準産業分類に定める「製造業」、「電気業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関」に属するもの
- 小規模事業者進出補助金(現在この補助金の制度はございません)交付事業所

【認定事業所の期間】

認定事業所の申請を行った日から、操業開始日の3年後の12月31日まで

【補助対象者】

認定事業所に勤務することになって以降に本市に転入し、かつ、認定期間内に新たに自己が所有する住宅を本市内に新設、または購入した者

YRP進出事業者補助金

【支援内容】

YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する法人または個人事業者に最大100万円の補助金を交付します。

【適用要件】

- ・新たに設置する事業所に常時従業者等を配置し、事業を営む者
- ・賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
- ・店舗を設置する場合は建物を取得すること
- ・税金を滞納していないこと
- ・企業等の立地及び設置投資促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)の奨励措置の適用を受けていないこと

工場立地法による緑地面積率等の緩和(横須賀市工場立地法市準則条例)

横須賀市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑化面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】 工業専用地域、工業地域

【支援内容】 緑地面積率 5%以上
環境施設面積率 10%以上

問合せ

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課 (046)822-8290